

個人番号（マイナンバー）が確認できるもの及び身元確認書類について

（１）マイナンバー確認書類

- マイナンバーカード
- 通知カード（カード記載事項と住民登録上の内容が一致する場合に限る。）
- 個人番号が記載された住民票もしくは住民票記載事項証明書

※障害者本人が20歳未満の場合：

・医療費助成申請時：

本人が医療保険の世帯主または被保険者ではない場合は、本人と医療保険の世帯主または被保険者の方の両方のマイナンバーがわかるもの。

・その他事業申請時：本人と保護者（父母など）のマイナンバーがわかるもの

（２）身元確認書類

顔写真付きの身分証明書等（以下から1つ）

- マイナンバーカード
- 障害者手帳
- 運転免許証
- 在留カード
- パスポート
- 特別永住者証明書
- 官公署から発行された証 など

顔写真なしの身分証明書（以下から2つ）

- 有効な健康保険証
- 年金手帳
- 児童扶養手当証書
- その他官公署が発行した書類であって、氏名、生年月日、住所が記載されているもの

（３）代理人の方が申請手続される場合

（１）と（２）の書類に加え、次の書類を提示してください。

法定代理人の場合

（例）親族や後見人等

申請者本人の戸籍謄本、後見に関する登記事項証明書等

任意代理人の場合

（例）施設職員、ケアマネージャー等

「委任状」または官公署が発行した書類で代理権が確認できるもの（障害者本人の障害者手帳など）

（４）郵送で提出する際の注意点

マイナンバーが記入された書類を送付する際は、漏洩、紛失等の事故防止のため、簡易書留など、発着記録が残る方法で送付してください。